

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの皆様へ

# 鳥取県の緊急支援策

令和3年7月6日発行 第11版

鳥取県では、全庁をあげて新型コロナウイルス感染拡大の防止策を強化するとともに、県民生活・県民経済の安定を確保するための取組を進めています。

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りのみなさまが、県の緊急支援策等を有効に活用していただけるよう、その内容や問い合わせ先を取りまとめましたので、お役立てください。

国・市町村の給付金制度など支援策もあわせて掲載しています。

## ●鳥取県総合相談窓口

相談窓口	相談内容	連絡先
新型コロナウイルス感染症相談窓口	お問い合わせ先がわからない場合や、お困りの場合はこちらへご連絡ください。	電話：0857-26-7799・7958 受付：8:30～17:15（土日祝を除く） FAX：0857-26-8143 Email：cov19-taisaku@pref.tottori.lg.jp
家族まるごと相談窓口	新型コロナウイルスに関する家庭におけるあらゆる相談を、ワンストップで受け付けます。	電話：0857-26-7688 受付：8:30～17:15（平日） 9:00～17:15（土日祝）
厚生労働省電話相談窓口	新型コロナウイルスに関する各種お問合せを受け付けます。	電話：0120-565-653（フリーダイヤル） FAX：03-3595-2756

## ●新型コロナワクチンに関する相談窓口

### <ワクチンに関する一般的な内容>

相談窓口	相談内容	連絡先
新型コロナワクチン相談センター	ワクチン接種後の副反応や効果、接種にあたっての注意事項など、ワクチンに関する専門的なことについて相談を受け付けます。	電話：0120-000-406（フリーダイヤル） FAX：0857-50-1033 受付時間：9:00～17:15（土日祝を含む） ※接種方法や接種場所については、お住いの市町村にお問い合わせください。（詳しくはP2を参照ください）
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	新型コロナワクチンに関するお問い合わせを受け付けます。	電話：0120-761-770（フリーダイヤル） 受付時間：9:00～21:00（土日祝を含む）

<市町村新型コロナワクチンセンター(7月6日時点)>

市町村	名称	電話番号	受付時間 (※がない場合は 平日のみ)
鳥取市	新型コロナワクチン接種専用ダイヤル	0857-30-8535	8:30~17:15 ※土日祝も可
米子市	新型コロナワクチン接種コールセンター	0570-002-741	8:30~17:15
倉吉市	新型コロナワクチンコールセンター	0858-27-0005	9:00~17:00
境港市	コールセンター	0120-05-0859	8:30~17:15 ※土日祝は 8:30~12:00
岩美町	予約専用ダイヤル	0857-32-8067	9:00~17:00
若桜町	予約専用ダイヤル	0858-82-2230	9:00~16:00
智頭町	予約専用コールセンター	0857-32-8067	9:00~17:00
八頭町	新型コロナワクチン接種コールセンター	0858-72-1133	9:00~17:00
三朝町	コールセンター	0858-27-0833	9:00~17:00
湯梨浜町	コールセンター	0858-35-5338	9:00~17:00
琴浦町	コールセンター	0859-36-5500	8:30~17:00
北栄町	新型コロナウィルスワクチン接種 コールセンター	0858-37-2227	8:30~17:15
日吉津村	新型コロナワクチン接種相談窓口 (福祉保健課)	0859-27-5952	9:00~17:00
	同上(ヴィレステひえづ)	0859-27-0606	
大山町	予約専用電話	0859-54-6400	8:30~17:00
南部町	ワクチン接種に係る相談ダイヤル	0570-099-783	9:00~17:00
伯耆町	電話予約	0859-30-4489	9:00~17:00
日南町	福祉保健課	0859-82-0374	8:30~17:00
日野町	ワクチン予約センター	0859-72-1661 0859-72-1771	9:00~17:00
江府町	福祉保健課	0859-75-6111	9:00~17:00

<職域接種に関すること>

相談窓口	相談内容	連絡先
職域接種相談 センター	職域接種に関する相談を受け付けています。	◆受付：8:30~17:15(土日祝を除く) 電話：0857-26-7977

● **新型コロナに係る人権相談に関すること**

相談窓口	相談内容	連絡先
人権相談窓口	新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭ったなど人権に関することでお悩みの方はご相談ください。 その他、ワクチン接種の強制などの人権相談も受け付けています。	<p>◆受付：8:30～17:00（土日祝を除く）</p> <p>○東部（県庁人権局人権・同和対策課） 電話：0857-26-7677 FAX：0857-26-8138</p> <p>○中部（中部総合事務所県民福祉局） 電話：0858-23-3270 FAX：0858-23-3425</p> <p>○西部（西部総合事務所県民福祉局） 電話：0859-31-9649 FAX：0859-31-9639</p> <p>※FAXは相談申込の受付専用です。 Email：jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp ※Emailでの相談は24時間受け付けていますが、返信に多少日数を要する場合があります。</p>

● **コロナに打ち克つ！経済対策予算ワンストップ相談窓口**

県内事業者の皆様による新型コロナウイルスに関する国・県経済対策の補助金等の相談・申請を、社会保険労務士・行政書士・税理士等がサポートします。

連絡先
<p>◆受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○東部ワンストップセンター（鳥取県商工労働部内） 電話：0857-26-7229（社会保険労務士の予約）／0857-26-7538（行政書士・税理士の予約）</p> <p>○中部ワンストップセンター（鳥取県中部総合事務所内） 電話：0858-23-3985</p> <p>○西部ワンストップセンター（鳥取県西部総合事務所内） 電話：0859-31-9637</p>

● **感染発生時企業サポートセンター**

県内企業にお勤めされる従業員の皆さんが新型コロナウイルスに感染した際、円滑な職場復帰とともに、事業活動における取引維持等を支援します。

連絡先
<p>◆受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○東部ワンストップセンター（鳥取県商工労働部内） 電話：0857-26-7602</p> <p>○中部ワンストップセンター（鳥取県中部総合事務所内） 電話：0858-23-3985</p> <p>○西部ワンストップセンター（鳥取県西部総合事務所内） 電話：0859-31-9637</p>

## ●企業・事業者向け相談窓口(コロナ禍克服相談窓口)

新型コロナウイルスに関する経営課題等に関するご相談に、商工団体・信用保証協会等をご利用ください。

連絡先	
◆受付：9:00～17:00（土日祝を除く）	
○鳥取商工会議所	電話：0857-32-8006
○米子商工会議所	電話：0859-22-5131
○倉吉商工会議所	電話：0858-22-2191
○境港商工会議所	電話：0859-44-1111
○鳥取県商工会連合会	電話：0857-31-5555
○鳥取県中小企業団体中央会	電話：0857-26-6671
○鳥取県信用保証協会	電話：0857-26-6631
○鳥取県経営サポートセンター	電話：0857-20-0071

## ●新型コロナ克服くらしの安心相談・応援窓口

相談内容	連絡先
<p>新型コロナウイルス感染拡大予防対策に関して、次のような内容の相談を受け付けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナ安心対策認証店等への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 認証取得を希望する事業所へ認証取得に向けたマニュアル作成支援、現地で感染予防対策の助言</li> </ul> </li> <li>●飲食店、宿泊施設、販売店といった各種事業所及び団体等における具体的な新型コロナウイルス感染拡大予防対策の相談対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ イベント開催申出書の受付、各種イベントの感染予防対策の相談</li> </ul> </li> <li>●新型コロナウイルス感染拡大予防対策県版ガイドラインの相談対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 業界団体からの鳥取県版ガイドライン作成の相談</li> <li>➢ オーダーメイド型感染対策マニュアルの作成支援</li> </ul> </li> </ul>	<p>◆受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○くらしの安心推進課 電話：0857-26-7982</li> <li>○中部総合事務所環境建設局 電話：0858-23-3982</li> <li>○西部ワンストップセンター（西部総合事務所内） 電話：0859-31-9637</li> </ul>

## ●こことからだの健康相談窓口

相談内容	連絡先
<p>コロナ禍の中で、困難や苦悩にあって苦しんでおられる方の相談を受け付けています。</p>	<p>◆受付：12:00～21:00（土日祝を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いのちの電話 電話：0857-21-4343</li> </ul> <p>◆受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県立精神保健福祉センター 電話：0857-21-3031 FAX：0857-21-3034</li> <li>○鳥取市保健所 電話：0857-22-5616 FAX：0857-20-3962</li> <li>○中部総合事務所倉吉保健所 電話：0858-23-3127 FAX：0858-23-4803</li> <li>○西部総合事務所米子保健所 電話：0859-31-9310 FAX：0859-34-1392</li> </ul>
<p>&lt;メールによる相談&gt; 学校、仕事、人間関係に関する悩みで専門の相談員が応じます。 相談受付用メールアドレス <a href="mailto:soudan@tottorisms.com">soudan@tottorisms.com</a> へメールをお送りください。</p>	<p>相談時間になりましたら相談内容を送信してお待ちください。 （受付）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週月・水・金</li> <li>・毎月第2及び第4土曜日</li> <li>・17:00～21:00</li> </ul>

★令和3年7月以降の主な新規事業（期間延長等を含む）

項目 (掲載ページ)		事業内容
個人向け	<a href="#">新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金</a> (P8)	生活福祉資金の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯等に対して「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します。
企業・団体向け	<a href="#">宿泊事業者新型コロナウイルス感染防止対策事業</a> (P32)	県内宿泊事業者による感染防止対策及び前向き投資への支援を実施し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内観光地・事業者を応援します。 【一次募集期間】令和3年7月6日～8月31日まで
	<a href="#">中小企業に対する支援（月次支援金）</a> (P34)	緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛等の影響を受けている中小法人・個人事業者に対して、支援金を支給します。
	<a href="#">県内企業多角化・新展開応援事業補助金</a> (P36)	新型コロナウイルス感染症まん延長期化に伴い経営的影響を受けた中小企業者に対して、新規事業分野への進出や事業実施方法の転換など多角化・新展開につながる取り組みを支援します。 <b>申請期間を延長しました！</b> ※申請期限は令和4年1月31日まで
	<a href="#">県内企業連携による新基幹商品・サービス創出支援補助金</a> (P36)	複数事業者連携による、社会の需要の変化に対応する新商品・新サービス開発を支援します。 ※計画提出期限は令和3年7月30日まで
	<a href="#">ウッドショック対策臨時交付金</a> (P45)	県内製材事業者に対し、外材から県産材へのシフトに向け、事業の継続や新たな取組などを支援します。

# 目次

## 個人向けの支援

- 1. 生活・住宅・消費・外国人などに関する事.....7
- 2. 心のケア・DV・児童虐待などに関する事.....13
- 3. 雇用や就職に関する事.....18
- 4. 教育に関する事.....20

## 企業・事業者向けの支援

- 5. 経営に関する事.....24
  - (1)資金繰り.....24
  - (2)給付金(県内市町村の制度を含む).....25
  - (3)雇用調整助成金、学校等休業助成金ほか.....29
  - (4)事業継続、感染拡大防止、販路開拓.....32
  - (5)働き方改革、人材育成・採用.....39
  - (6)専門分野の相談ほか.....42
- 6. 農林水産業に関する事.....45

## その他の支援

- 7. ボランティア活動・イベント開催などに関する事.....48
- 8. 税、国民健康保険などに関する事.....50
- 9. 電気・ガス・水道・通信料金に関する事.....52

### 【参考資料】 各種施策のチラシ

- さらに詳しい内容や不明な点は、各連絡先にお尋ねください。
- その他、関連情報についても、鳥取県ホームページ「新型コロナウイルス感染症特設サイト」へ掲載しておりますので、ご活用ください。

鳥取県 新型コロナウイルス感染症



# 1. 生活・住宅・消費・外国人などに関すること

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
<p>1-1</p> <p>生活福祉 資金貸付 制度</p> <p>※チラシを 添付して あります。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお困りの方を対象に特例貸付を実施します。(受付期間：令和3年8月末日まで)</p> <p>併用すると、2人以上世帯の場合、最大80万円(緊急小口資金20万円、総合支援資金20万円×3月)までの貸付が可能です。(従来の貸付をすべて借り終わっている方には特例措置がありますので、詳細は各窓口でお問い合わせください。)</p> <p>なお、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯は、償還を免除できることとなっています。</p> <p>○休業された方の世帯向け(緊急小口資金)</p> <p>(対象) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</p> <p>(貸付額) 10万円以内(一定の場合は20万円以内)</p> <p>○失業された方等の世帯向け(総合支援資金)</p> <p>(対象) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</p> <p>(貸付額) 2人以上世帯：月額20万円以内 単身世帯：月額15万円以内</p>	<p>お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。</p> 

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
1-2	<p>新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金</p> <p>生活福祉資金の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯等に対して「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します。 生活福祉資金の特例貸付を利用できない世帯で、以下の要件を満たす方が対象です。</p> <p>○収入要件 世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の 1/12+生活保護の住宅扶助基準額 を超えないこと。 ※収入要件の基準となる金額は、各自治体によって異なりますので、右欄の連絡先にお問い合わせください。 ※申請には、収入の状況が確認できる書類等を提出いただく必要があります。(詳細は各窓口にお問い合わせください。)</p> <p>○資産要件 世帯の預貯金の合計額が上記収入要件の金額の6倍を超えないこと(ただし100万円以下)</p> <p>○求職等要件 以下のいずれかの要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと</li> <li>・就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと</li> </ul> <p>○支給額(月額) 単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、 3人以上世帯：10万円</p> <p>○支給期間 7月以降の申請月から3か月(申請受付は8月末まで) ※自治体によって受付開始日が異なりますので、詳細は各窓口にお問い合わせください。)</p>	<p>厚生労働省コールセンター (0120-46-8030) 又は お住まいの市町村福祉担当課 にお問い合わせください。</p>
1-3	<p>住居確保給付金</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況にあり、住居を失うおそれが生じている方に対して、住居確保給付金を支給します。</p> <p>○収入要件 世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の 1/12+家賃額(上限基準額あり)を超えないこと。 ※収入要件の基準となる金額は、各自治体によって異なりますので、右欄の連絡先にお問い合わせください。 ※申請には、収入の状況が確認できる書類等を提出いただく必要があります。(書類が整わない場合の対応は各窓口にお問い合わせください。)</p> <p>○資産要件 世帯の預貯金の合計額が一定の額を超えないこと</p> <p>○支給額 家賃相当額(上限あり)</p> <p>○支給期間 原則3か月(最長9か月) ※令和2年度中に新規で申請した方に限り最長12か月に延長される場合があります。</p>	<p>お住まいの市町村福祉担当課又は自立相談支援事業の窓口 にお問い合わせください。</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
1-4	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお困りの方に貸付を行います。</p> <p>○生活資金（生活安定期間）            （対象）ひとり親となって7年未満の者            （貸付額）生計中心者：月額上限 105,000 円、            生計中心者以外の者：月額上限 70,000 円            ※3 ヶ月を限度とした一括貸付の場合            上限 315,000 円</p> <p>○生活資金（失業貸付期間）            （対象）失業中の者            （貸付額）生計中心者：月額上限 105,000 円            生計中心者以外の者：月額上限 70,000 円            ※3 ヶ月を限度とした一括貸付の場合            上限 315,000 円</p>	<p>お住まいの市町村ひとり親福祉担当課にお問い合わせください。</p>
1-5	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付の償還猶予</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少があった方は、償還の猶予を受けることができます。</p> <p>（対象者）母子父子寡婦福祉資金の貸付を受け、現在、償還を行っているもの又は近々償還が開始されるもの</p>	<p>受付：8:30～17:15            （土日祝を除く）</p> <p>○家庭支援課            電話：0857-26-7869</p> <p>○中部総合事務所県民福祉局地域福祉課            電話：0858-23-3141</p> <p>○西部総合事務所県民福祉局地域福祉課            電話：0859-31-9308</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
1-6	<p>低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金が支給されます。</p> <p>1 ひとり親世帯分 【支給額】 児童一人あたり一律5万円 【対象者】 (1) 令和3年4月分の児童扶養手当受給者 (2) 公的年金給付等受給者で児童扶養手当が支給されていない者（認定を受けていない者も含む）で、令和元年収入額が児童扶養手当の収入限度額未満の者 (3) 令和3年4月の児童扶養手当の受給資格者だが認定を受けていない者、又は認定を受けているが所得超過により全部停止となっている者で、家計急変により今後1年間の収入見込額が児童扶養手当の収入限度額未満となる者</p> <p>※（1）は申請不要で5月末までに支給。（2）、（3）については、各市町村へお問い合わせください。</p> <p>2 その他世帯分 【支給額】 児童一人あたり一律5万円 【対象者】 (1) 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、かつ令和3年度分の住民税が非課税である者 (2) 上記（1）のほか、18歳年度末までの子（障がい児については20歳未満）の養育者で、以下のいずれかに該当する者。（令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度の住民税が非課税である者</li> <li>・新型コロナウイルスの影響により家計が急変し、令和3年度分の住民税が非課税であると同様の事情にあると認められる者（家計急変者）</li> </ul> <p>※（1）は申請不要で支給予定。（2）については各市町村へお問い合わせください。</p>	<p>○【厚生労働省】「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター 電話：0120-400-903 受付：9:00～18:00 (土日祝を除く)</p> <p>○【厚生労働省】低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）コールセンター 電話：0120-811-166 受付：9:00～18:00 (土日祝を除く)</p>
1-7	<p>各市町村の相談窓口である自立相談支援機関では、仕事や生活に困っていらっしゃる方からのご相談を受け、お一人お一人の状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。</p>	<p>お住まいの市町村福祉担当課又は自立相談支援事業の窓口にお問い合わせください。</p> <div style="text-align: right;">  </div>

項 目		事 業 内 容	連 絡 先
1-8	生理用品の無償配布	経済的な理由等で生理用品を購入できない方のために、生理用品の無償配布を行っている市町村があります。	お住まいの市町村にお問い合わせください。
1-9	県営住宅家賃等徴収猶予	収入が減少し、やむを得ず家賃が支払えない入居者について、家賃減免・徴収猶予を受けられる場合があります。 	受付：8:30～17:15（土日祝を除く） ○東部地域（市町委託県営住宅を除く） 鳥取県住宅供給公社本部 電話：0857-27-7334 FAX：0857-22-8331  ○中部地域（市町委託県営住宅を除く） 鳥取県住宅供給公社中部事務所 電話：0858-26-8500 FAX：0858-26-8503  ○西部地域（市町村委託県営住宅を除く） 鳥取県住宅供給公社西部事務所 電話：0859-32-9211 FAX：0859-32-9204 ※市町委託県営住宅については、管理委託先である各市町担当課までお問い合わせください。
1-10	県営住宅の提供	新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う解雇、雇い止め及び廃業等により、住宅の退居を余儀なくされ、住居を喪失した離職者の方が、一時的なお住まいとして使用していただけるよう県営住宅を提供します。 	受付：8:30～17:15（土日祝を除く） ○東部建築住宅事務所 電話：0857-20-3632 ○中部総合事務所環境建設局建築住宅課 電話：0858-23-3235 ○西部総合事務所環境建設局建築住宅課 電話：0859-31-9751 ○鳥取県庁生活環境部住まいまちづくり課管理担当 電話：0857-26-7411
1-11	あんしん賃貸支援事業	民間賃貸住宅の入居を希望する高齢者や障がい者・低所得者等の方に対して、入居に協力する不動産店や賃貸住宅の情報を提供し、行政や相談支援事業所などと協力して、円滑な入居を支援します。 また、専任のあんしん賃貸相談員が、住宅に関する問い合わせや相談を受け付けています。	鳥取県居住支援協議会事務局（公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会内） 電話：0857-23-3569 ○あんしん賃貸相談員 東・中部担当 電話：090-7135-3686 西部担当 電話：080-1949-3920

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
1-12	<p>消 費 生 活 相 談</p> <p>新型コロナウイルスに便乗した悪質商法などの消費者トラブルや多重債務（個人間借金除く）の相談をお受けします。</p> <p>なお「消費者ホットライン188」に電話いただくと、お住まいの市町村等の消費生活相談窓口につながります。</p> <p>【消費者ホットライン】 局番なし 188（イヤヤ） （相談無料、通話料有料）</p> 	<p>◆相談窓口（祝日を除く） くらしの安心局消費生活センター</p> <p>○東部消費生活相談室 電話：0857-26-7605 受付：8:30～17:00(月～金)</p> <p>○中部消費生活相談室 電話：0858-22-3000 受付：9:00～17:30(火～土)</p> <p>○西部消費生活相談室 電話：0859-34-2648 受付：8:30～17:00(毎日)</p>
1-13	<p>外 国 人 相 談 窓 口</p> <p>外国人の方々の生活相談に対応しています。</p> <p>※外国出身の相談員もいます。（英語、中国語、ベトナム語が話せます）</p> <p>※外国出身の相談員による相談受付時間は、日によって異なります。</p> <p>※詳しくは、お近くの（公財）国際交流財団事務所までお問い合わせください。</p> 	<p>◆相談窓口 （公財）鳥取県国際交流財団</p> <p>○本所 電話：0857-51-1165 FAX：0857-51-1175 Email：tic@torisakyu.or.jp 受付：平日 9:00～18:00、 土日 9:00～17:30（祝日を除く）</p> <p>○倉吉事務所 電話：0858-23-5931 FAX：0858-23-5932 Email：tick@torisakyu.or.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○米子事務所 電話：0859-34-5931 FAX：0859-34-5955 Email：ticy@torisakyu.or.jp 受付：9:00～17:30（土祝を除く）</p>

## 2. 心のケア・DV・児童虐待などに関すること

項目	事業内容	連絡先
2-1 教育相談 電話	<p>不登校、進路、友人関係、子育てなどの悩みや困りごとに対して、電話相談員が相談に応じています。小さなことでもかまいませんので気軽に相談してください。</p> <p>心身の変調で学校を休みがちになってしまったなどの困りごとがあれば、定期的を開催している専門医による教育相談会をご活用ください。</p> 	<p>○教育相談窓口 電話：0857-31-3956 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○教育相談会の予約 電話：0857-28-2322 受付：9:00～17:00（土日祝を除く）</p> <p>○いじめ・不登校総合対策センター 教育相談担当 電話：0857-28-2322 FAX：0857-31-3958 Email:ijime-futoukou@pref.tottori.lg.jp</p>
2-2 人権への配慮 といじめ防止への 対応(児童・生徒向け)	<p>新型コロナウイルス感染症の収束が見られない中、不確かな情報や根拠のない誹謗中傷が SNS などで見られます。不当な偏見や差別、いじめなどの心配ごとについて相談できます。</p> 	<p>◆相談窓口</p> <p>○人権教育課 電話：0857-26-7535 FAX：0857-26-8176 Email：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>◆24時間受付窓口</p> <p>○いじめ110番 電話：0857-28-8718</p> <p>○24時間子どもSOSダイヤル 電話：0120-0-78310</p> <p>○いじめ相談専用メール Email：ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp</p>
2-3 スクールカウンセラー による心の健康相談等	<p>新型コロナウイルス感染症に係るストレスなどの心のケア等について、養護教諭やスクールカウンセラーが相談に応じています。</p>	<p>在籍の学校にお問い合わせください。</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
2-4	DV相談	
	<p>「暴力を振るわれている」「つらい」と感じたら、右記の相談窓口にご相談してください（DV被害に関する緊急連絡は、24時間受け付けています）。また、緊急の場合には、ためらわずに110番通報してください。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>また、内閣府において「DV相談+（プラス）」（電話：0120-279-889）が開始されました。電話相談のほか、SNS・メール、外国語での相談が可能です。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>配偶者暴力相談支援センター 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○福祉相談センター（婦人相談所） 電話：0857-27-8630 FAX：0857-21-3025</p> <p>○中部総合事務所県民福祉局地域福祉課 電話：0858-23-3152・3147（緊急時） FAX：0858-23-4803</p> <p>○西部総合事務所県民福祉局地域福祉課 電話：0859-31-9304 FAX：0859-34-1392</p> <p>○夜間・休日の相談窓口 電話：0858-26-9807 夜間：17:15～8:30（土日祝を含む） 休日：8:30～17:15（土日祝のみ）</p> <p>○警察総合相談電話 電話：0857-27-9110（#9110）</p> <p>○警察本部性犯罪 110番 電話：0857-22-7110 緊急電話：110番</p>
2-5	児童虐待相談	
	<p>虐待を受けたと思われる子どもを発見した時、子どもを虐待してしまいそうな時などは、全国共通ダイヤル「189」（通話料無料）にお電話ください。お近くの児童相談所につながります。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>児童相談所 受付：8:30～17:15（土日祝を除く） ※児童虐待など緊急の場合は、24時間受け付けています。</p> <p>○福祉相談センター（中央児童相談所） 電話：0857-23-6080 FAX：0857-21-3025</p> <p>○倉吉児童相談所 電話：0858-23-1141 FAX：0858-23-6367</p> <p>○米子児童相談所 電話：0859-33-1471 FAX：0859-23-0621</p>

項目	事業内容	連絡先
2-6 思春期・ 妊産婦相談	<p>鳥取県では一般社団法人鳥取県助産師会に委託し、思春期や産前・産後の心身に関する相談窓口「とりともつと」で相談を受け付けています。</p> <p>●こんなときはご相談ください。 ※秘密は堅く守ります。 妊娠～お産～授乳・母乳・卒乳の相談、子育てのアドバイス、身体や性の悩み、思春期の性の相談、更年期に関する相談 等</p> 	<p>「とりともつと」 (一般社団法人鳥取県助産師会) 電話：090-7543-8206 080-6300-8732 Email：<a href="mailto:tori-josansi@hal.ne.jp">tori-josansi@hal.ne.jp</a> 受付：10:00～16:00（土日祝を除く） ※電話はすぐに出られない場合があります。後ほどおかけ直してください。 ※Emailは24時間受け付けていますが、返信に時間がかかる時があります。</p>
2-7 予期しない 妊娠に関する 相談	<p>鳥取県では民間団体に委託し、予期しない（思いがけない）妊娠に関する相談窓口「とっとり妊娠SOS」で相談を受け付けています。</p> <p>●こんなときはご相談ください。 ※秘密は堅く守ります。 避妊に失敗した、生理がこない、産みたいけれど育てられない、思いがけない妊娠、誰にも相談できない、レイプされてしまった 等</p>	<p>「とっとり妊娠SOS」 電話：070-3986-1325 Email：ホームページの専用フォームから ご相談ください。 受付：10:00～20:00（火・土） ※Emailは24時間受け付けていますが、返信に時間がかかる時があります。</p> 
2-8 妊産婦 相談	<p>新型コロナウイルスに感染していることが確認され、陰性となった後も自身及び胎児・新生児の健康等に対して不安を抱える妊産婦の方を対象に相談窓口を設けています。</p>	<p>家庭支援課 電話：0857-26-7572 FAX：0857-26-7863 Email：<a href="mailto:kateishien@pref.tottori.lg.jp">kateishien@pref.tottori.lg.jp</a> 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>
2-9 性暴力被 害相談	<p>性暴力に関する相談を受け付けています。 ●こんなときはご相談ください。 ※秘密は堅く守ります。 あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です。 レイプ（強制性交）、強制わいせつに限らず、身体的接触、セクハラや露出、のぞき、盗撮等 ひとりであつらさをかかえこんでいませんか。</p>	<p>性暴力被害者支援センターとっとり (クローバーとっとり) 電話：0120-946-328 受付：10:00～16:00（月～金） 18:00～20:00（月・水・金）</p> 

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
2-10	ひとり親相談  新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、相談窓口を設けています。	ひとり親家庭相談支援センター ○東部（県立鳥取ハローワーク内） 電話：080-7122-7260 受付：14:15～18:15（第2・4土曜日） ○中部（県立倉吉ハローワーク内） 電話：080-4439-4350 受付：14:15～18:15（第2・4土曜日） ○西部（県立米子ハローワーク内） 電話：080-7508-4231 受付：14:15～18:15（毎週水・土曜日）
2-11	人権相談  新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見，差別，いじめ等の被害に遭ったなど人権に関することでお悩みの方はご相談ください。  	◆人権相談窓口 ○人権・同和対策課 電話：0857-26-7677 FAX：0857-26-8138 ○中部総合事務所県民福祉局 電話：0858-23-3270 FAX：0858-23-3425 ○西部総合事務所県民福祉局 電話：0859-31-9649 FAX：0859-31-9639 ※いずれも受付：8:30～17:00 （土日祝を除く） ※FAX は相談申込の受付専用です。 E-mail：jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp ※E-mail での相談は 24 時間受け付けていますが、返信に多少日数を要する場合があります。 ◆こどもいじめ人権相談窓口 電話：0857-29-2115 受付：電話は 24 時間対応。面接は 8:30～17:00（土日祝を除く） E-mail：ijime-soudan@pref.tottori.lg.jp ※E-mail での相談は 24 時間受け付けていますが、返信に多少日数を要する場合があります。 FAX：0857-26-8138 ※FAX は相談申込の受付専用です。

項目		事業内容	連絡先
2-12	男女共同 参画相談	<p>男女共同参画センターよりん彩では、生き方、家族・夫婦のこと、人間関係など、あなたの悩みをお聴きし一緒に考えます。相談は無料、秘密は堅く守ります。県内3か所に相談室があります。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>○センター相談室（火～日） 電話：0858-23-3939 受付：9:00～17:00（火～日）</p> <p>○東部相談室（月～金） 電話：0857-26-7887 受付：9:00～12:00、13:00～17:00</p> <p>○西部相談室（月～金） 電話：0859-33-3955 受付：9:00～12:00、13:00～17:00</p> <p>○オトコの相談（土のみ） 電話：0858-23-3955 受付：13:30～17:30</p>
2-13	外国人の ための人 権相談	<p>日本語を自由に話すことができない方からの人権相談を受け付ける相談ダイヤルを開設しています。</p> <p>【対応言語】英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語</p>	<p>【法務省】 外国語人権相談ダイヤル 電話：0570-090-911 受付：9:00～17:00（土日祝を除く）</p>

### 3. 雇用や就職に関すること

項目	事業内容	連絡先
3-1 労働に関する相談	雇用の不安などに中小企業労働相談所（みなくる）の相談員が対応します。 	中小企業労働相談所（みなくる・県商工労働部） 受付：9:00～17:30 （月～金、奇数月の第1土曜日は鳥取、偶数月の第1土曜日は米子が開所） ○みなくる鳥取 電話：0120-451-783 ○みなくる倉吉 電話：0120-662-390 ○みなくる米子 電話：0120-662-396
3-2 学生の就職に関する相談	ふるさと鳥取県定住機構では、『新型コロナウイルス感染拡大に伴う就活緊急相談窓口』を開設し、学生向けの就職相談を行っています。 	ふるさと鳥取県定住機構 受付：8:30～17:15（土日祝を除く） ※東京支所は 9:45～18:30 ○鳥取本部 電話：0857-24-4740 ○米子支所 電話：090-4805-7693 ○東京支所 電話：080-2930-7051 ○大阪支所 電話：080-2881-6337
3-3 ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口	新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けた求職者の方の速やかな求人・求職マッチングのため、県立ハローワークに「特別相談窓口」を設置しています。 求職者の方に理解のある企業の求人（ささえあい求人）紹介や条件調整等、求職者の方の就職を支援しています。 	○県立鳥取ハローワーク 電話：0857-51-0501 受付：10:00～18:15 ○県立倉吉ハローワーク 電話：0858-24-6112 受付：10:00～18:15 ○県立米子ハローワーク 電話：0859-21-4585 受付：10:00～18:15 ○県立境港ハローワーク 電話：0859-44-3395 受付：8:30～17:15 ※月～土曜日（祝日を除く）

項目	事業内容	連絡先
3-4 地域活性化雇用創造プロジェクト事業（地域雇用再生コース）	<p>（1）未経験職種への求職活動に必要な心構え等を学ぶセミナー、企業見学会・インターンシップ（職場体験）を行います。</p>  <p>詳しくはこちら⇒</p> <p>（2）成長が見込まれる業種等に必要スキル習得のためのオンライン学習の機会を提供します。</p>  <p>詳しくはこちら⇒</p>	<p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>（1）鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会事務局（雇用人材局雇用政策課内） 電話：0857-26-8477</p> <p>（2）雇用人材局産業人材課 電話：0857-26-7224</p>

## 4. 教育に関すること

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
4-1 入 学 料 の 減 免 ( 県 立 高 等 学 校 )	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で休業、離職、会社の倒産、売上の減少等により収入が著しく減少(家計急変)し、入学料の支弁が困難であると認められる場合は、県立高等学校の入学料を減免します。</p>	<p>入学先の県立高校事務室又は高等学校課</p> <p>高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 Email：koutougakkou@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>
4-2 授 業 料 の 減 免 ( 県 立 高 等 学 校 )	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が困窮し、授業料の支弁が困難であり、特に減免の必要があると認められる場合は、県立高等学校の授業料を減免します。</p> <p>保護者等の所得が判定基準に該当する(※)場合は、申請により就学支援金が支給されるため、授業料の納付は必要ありません。今回の減免は、判定基準以上の所得があり、授業料の納付が必要な保護者等が、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変された場合に対象となります。</p> <p>(※) 判定基準 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額の合算額が30万4,200円未満</p>	<p>在籍の県立高校事務室又は高等学校課</p> <p>高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 Email：koutougakkou@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p> 
4-3 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金	<p>県立高等学校に通う所得等要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため支給される就学支援金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの申請書類の提出が遅れても遡って認定を行うなど柔軟に対応します。</p> 	<p>在籍の県立高校事務室又は高等学校課</p> <p>高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 Email：koutougakkou@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
4-4	<p>定 時 制 通 信 制 教 科 書 給 付</p> <p>県立高等学校の定時制・通信制課程で学ぶ勤労青少年の経済的負担軽減のために行う教科書等の購入費給付について、給付対象者の要件「有職生徒のうち、当該年度において 90 日以上勤務実績のある者又は見込まれる者」の勤務実績日数に新型コロナウイルス感染症の影響で勤務できなかった日数を含めることができます。</p>	<p>在籍の県立高校事務室又は高等学校課</p> <p>高等学校課</p> <p>電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 Email：koutougakkou@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>
4-5	<p>就 学 助 成 制 度</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村により必要な援助を行います。</p>	<p>お住まいの市町村教育委員会へお問い合わせください。</p>
4-6	<p>鳥 取 県 育 英 奨 学 金 ( 高 校 分 ) の 緊 急 貸 与</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、離職、会社の倒産、売上の減少等により家計が急変し、就学困難となった高等学校等の生徒を対象に育英奨学資金の緊急貸与を行います。</p> <p>◆貸与月額</p> <p>国公立 自宅通学 18,000 円 自宅外通学 23,000 円 私 立 自宅通学 30,000 円 自宅外通学 35,000 円</p> <p>◆申請資格（全てに該当する者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等が県内に在住</li> <li>・世帯年収基準を満たすこと（例：4人世帯で7,860千円以下）</li> <li>・修学意欲があること</li> <li>・他の奨学金を受けていないこと</li> <li>・新型コロナウイルス感染症による影響により、家計が急変した者</li> </ul>	<p>人権教育課</p> <p>電話：0857-29-7145 FAX：0857-26-8176 Email：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>
4-7	<p>鳥 取 県 育 英 奨 学 金 の 返 還 猶 予</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、奨学金の返還が困難になった方は返還の猶予を受けることができます。猶予期間は最大 1 年間です。猶予期間の終了時の状況に応じては、再度申請することができます。</p>	

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
4-8	授業料の減免(私立中学・高等学校等) 県内の私立中学校・高等学校・専修学校(高等課程)において、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業、離職、売上の減少等により収入が著しく減少し、授業料の納付が困難となった世帯の生徒について、授業料が減免される場合があります。	各私立中学・高等学校等へお問い合わせください。
4-9	授業料等の減免(高等教育機関) 大学・短大・高等専門学校・専門学校において、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業、離職、売上の減少等により収入が著しく減少し、授業料の納付が困難となった世帯の生徒について、授業料等が減免される場合があります。	各学校へお問い合わせください。 
4-10	就学支援金(私立中学・高等学校等) 私立中学校・高等学校・専修学校(高等課程)に通う所得等要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため支給される就学支援金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの申請書類の提出が遅れても遡って認定を行うなど柔軟に対応します。 	在籍の私立中学校・高等学校等又は総合教育推進課 総合教育推進課 電話：0857-26-7824 FAX：0857-26-8110 Email：sougoukyouiku@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)
4-11	修学資金貸付 現在、保育土養成施設に在学中で、新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の収入の減少により、新たに修学資金貸付を希望される方はお問い合わせください。	子育て王国課 電話：0857-26-7150 FAX：0857-26-7863 Email：kosodate@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)
4-12	学校休業中における家庭学習 休業等により、学習が遅れが生じることがないように、教科書を使って主体的に学ぶ方法についての資料や、学習プリント(とりっこドリル)を掲載しています。ご活用ください。 	在籍の各学校へお問い合わせください。

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
4-13 高 校 生 等 奨 学 給 付 金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、保護者の失業等により家計が急変し、低所得となった世帯を対象に高校生等奨学給付金を給付します。</p> <p>また、申請書類の提出が期限に間に合わない場合については、申込期間の延長など柔軟に対応いたします。(令和3年11月末まで随時受付)</p> <p>◆支給年額(令和3年度)</p> <p>非課税世帯相当(全日制等 第1子)(国公立 110,100円、私立 129,600円)</p> <p>非課税世帯相当(全日制等 第2子以降)(国公立 141,700円、私立 150,000円)</p> <p>非課税世帯相当(通信制・専攻科)(国公立 48,500円、私立 50,100円)</p> <p>※7月以降に家計急変した世帯については、申請の翌月1日を基準日として起算した月数分の給付になります。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>人権教育課</p> <p>電話：0857-29-7145</p> <p>FAX：0857-26-8176</p> <p>Email：jinkenkyouiku @pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30~17:15 (土日祝を除く)</p>

企業・事業者向けの支援

5. 経営に関すること

(1) 資金繰り

項目	事業内容	連絡先
5-1	<p>新型コロナウイルス対策向けの地域経済変動対策資金</p> <p>新型コロナウイルスによる影響を受けた県内中小事業者に事業資金（運転資金、設備資金、借換資金）をお貸しします。</p> <p><b>申込期間を延長しました！</b></p> <p>令和3年9月30日までに保証申込を受付けたもので、令和3年11月30日までに融資実行されたものが対象となります。</p> <p>&lt;貸付限度額&gt; 3億円                      &lt;償還期間&gt; 10年（うち据置5年）以内                      &lt;利率&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売上高等が15%（個人事業主又は中部地震被災企業向け資金の借入残高のある事業者の場合は5%）以上減少している事業者                          当初5年間 0%（固定金利）                          6年目以降 1.43%（変動金利）</li> <li>・売上5%以上減少で上記以外の事業者等                          当初5年間 0.7%（固定金利）                          6年目以降 1.43%（変動金利）</li> </ul> <p>&lt;信用保証率&gt; 0%</p>	<p>企業支援課</p> <p>電話：0857-26-7453                      FAX：0857-26-8117                      受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>

## (2) 給付金

### ■■ 県内市町村が実施する事業者向け給付金等の制度 ■■

※以下掲載のほか、県内市町村における支援策に関するホームページ（QRコード）は、42ページへ掲載しています。

市町村名	制度名称・事業内容	連絡先
鳥取市	<p>○鳥取市中小企業事業再構築支援事業補助金</p> <p>【対象者】鳥取市内に主たる事業所を有する中小企業者等(※)            ※個人事業主、法人（株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合名会社）。ただし、農林水産業を主業とする者を除く。</p> <p>【対象事業】環境の変化に対応した新たな事業の創造により事業再構築につながる取組</p> <p>(1)新分野の進出            (2)事業実施方法の転換（感染症防止対策、既存事業の拡大に止まるものを除く）            (3)新型コロナウイルス感染症に対応する新商品・サービスの開発</p> <p>【要件】</p> <p>(1)申請前直近1年のうち、任意の3月の合計売上がコロナ以前（H31.1～R2.1）の同3月の合計売上高と比較して、20%以上減少していること            (2)事業計画が商工団体による事前確認を受けた事業であること            (3)市税等の滞納がないこと</p> <p>【補助額】総事業費のうち、</p> <p>I：事業費200万円以下部分(ただし、総事業費20万円未満の事業は対象外)                事業費×1/4(上限50万円)</p> <p>II：事業費200万円を超える部分                事業費×1/2(上限50万円)</p> <p>【申請期限】令和3年9月30日まで</p>	<p>鳥取市企業立地・支援課            電話：0857-20-3223</p>

市町村名	制度名称・事業内容	連絡先
倉吉市	<p>○倉吉版経営持続化支援事業(追加対策分)</p> <p>＜一般支援型＞</p> <p>【条件】令和3年1～12月のひと月の売上が前年(令和2年)または前々年(令和元年)の同月と比べ50%以上減少</p> <p>【対象】全業種</p> <p>【支援】法人：一律20万円、個人事業者：一律10万円</p> <p>＜特別支援型＞</p> <p>【条件】令和3年1～12月のひと月の売上が前年(令和2年)または前々年(令和元年)の同月と比べ1,000万円以上減少</p> <p>【対象】飲食・宿泊サービス業、卸売・小売業、生活関連サービス業、観光関連業種(お土産・梱包資材製造、旅行運送業等)</p> <p>【支援】一律50万円</p> <p>【申請期限】令和4年2月28日まで</p> <p>○経営者チャレンジアップ支援事業</p> <p>市内において、新型コロナウイルス感染症感染予防対策の他、専門機関(金融機関、M&amp;A仲介会社等)との協力による事業再編・事業承継またはホームページの立ち上げ等による新分野展開など新しい生活様式の中で経営改善の対策に新たに取組む事業者を複合的に支援します。</p> <p>【対象】全業種</p> <p>【支援】対象経費(税抜)の3/4、上限50万円</p> <p style="text-align: center;">※令和4年2月28日までに完了するものが対象</p>	<p>倉吉市商工観光課</p> <p>電話：0858-22-8129</p>
境港市	<p>○境港市外国人技能実習生等入国時滞在費補助金</p> <p>【対象】県の「外国人技能実習生等入国時滞在費補助金」の交付決定を受けている市内事業者</p> <p>【支給額】対象経費の1/3 上限 外国人1人につき2千円/泊</p>	<p>境港市水産商工課</p> <p>電話：0859-47-1029</p>
岩美町	<p>○岩美町PCR自主検査費用助成事業</p> <p>【対象】岩美町内の事業者</p> <p>【支給額】対象経費の1/2、1回の検査につき上限1万円(ただし、1事業者の合計上限額は10万円)</p> <p>【申請期限】令和4年3月31日まで</p> <p>○岩美町コロナ禍打破特別支援金</p> <p>【対象】町内に住民登録がある個人事業者、町内に主たる事業所及び支店等を有する法人</p> <p>【要件】2019年または2020年の任意で選択した連続する3ヶ月分の売上合計額が10万円以上あり、2021年における同期間の合計売上額が上記の売上合計額と比較して30%以上減少していること。</p> <p>【支給額】減少率 30%以上50%未満 上限10万円 50%以上 上限20万円</p> <p>【申請期限】令和4年2月28日まで</p>	<p>岩美町商工観光課</p> <p>電話：0857-73-1416</p>

# 企業・事業者向け

市町村名	制度名称・事業内容	連絡先
三朝町	<p>○三朝町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援交付金</p> <p>【対象】 町内に事務所又は事業所を有している所有者で、申請日において1年以上継続して事業を営んでおり、かつ、今後1年以上事業を営む予定があること。</p> <p>【業種】 農業以外の事業者</p> <p>【交付額】 10～80万円 ※交付金は従業員数に応じて交付</p> <p>【申請期限】 令和3年9月30日まで</p>	<p>三朝町観光交流課</p> <p>電話：0858-43-3514</p>
湯梨浜町	<p>○事業者応援給付金</p> <p>【対象】 令和2年の総売り上げが前年比で20%以上減少した事業者のうち、令和元年の総売り上げが125万円以上の事業者</p> <p>【支給額】 10万円～200万円</p> <p>【申請期限】 令和3年7月30日まで（予定）</p> <p>※申請期限を変更する可能性があります。</p>	<p>湯梨浜町産業振興課 商工観光係</p> <p>電話：0858-35-5383</p>
日吉津村	<p>○新型コロナ感染症PCR検査費用助成事業</p> <p>【対象】 村の住民がPCR検査を受けた場合の検査費用</p> <p>【支給額】 対象経費の1/2 上限9,900円、1人あたり2回まで</p>	<p>日吉津村福祉保健課</p> <p>電話：0859-27-5952</p>
大山町	<p>○事業所内感染症対策補助金 感染予防・拡大防止を行う経費支援（県補助併用可能） 【補助率 10/10、上限 10万円】</p> <p>○のりこえよう！大山町商工業者給付金 令和2年中の収入が前年より減少した事業者を支援 【減少率 10～30%：20万円、30%～50%：50万円、50%以上：100万円】</p> <p>○大山町販路拡大支援補助金 新規事業分野への進出など多角化・新展開につながる取り組みへの支援 【補助率 10/10、上限 25万円】</p> <p>○飲食店等事業展開サポート補助金 飲食店の新たな業態導入等に向けた取り組みに対する支援 【補助率 10/10、デジタル化支援 上限 15万円、新業態導入支援 上限 25万円、飲食店事業継続支援 上限 10万円】</p>	<p>大山町企画課営業企画室</p> <p>電話：0859-54-5202</p>
	<p>○介護事業所等サービス継続支援事業補助金 介護事業所等の事業継続を財政支援 【利用者1人当たり補助額：施設(入所)系は1万円、訪問・通所系は2万円】</p>	<p>大山町福祉介護課</p> <p>電話：0859-54-5207</p>

市町村名	制度名称・事業内容	連絡先																							
伯耆町	<p>○新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業</p> <p>＜医療・高齢者福祉施設等抗原簡易検査キット購入費用助成＞</p> <p>【対象】対象施設における職員等検査用の簡易検査キット購入費用の8割補助。</p> <p>【補助上限等】 検査キット1つ当たり 5,280円。</p> <p>＜受験者等PCR検査費用助成事業＞</p> <p>【対象】県外に所在する学校等の受験において、医療機関等が実施するPCR検査自費診療費10割補助。</p> <p>【補助上限】 20,000円（1人3回まで）</p>	<p>伯耆町健康対策課</p> <p>電話：0859-68-5536</p>																							
日南町	<p>○日南町チャレンジ企業支援補助金（コロナ感染症対策支援事業）</p> <p>【対象】新型コロナウイルス感染症により、令和元年より収入が減少した町内事業者が、感染予防に必要となる施設改修経費や、新たな事業展開によりコロナ感染症を克服するための経費を幅広く支援する。（補助率：2/3）</p> <p>【支給額】 最大100万円</p>	<p>日南町企画課</p> <p>電話：0859-82-1115</p> <p>日南町商工会</p> <p>電話：0859-82-0145</p>																							
日野町	<p>○町内飲食店等応援給付金事業</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、飲食、宿泊・観光、交通事業者をはじめ、新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けた事業者の事業継続を支援するため、事業全般に幅広く活用可能な特別応援金を給付する。</p> <p>※県事業「コロナ禍打破特別応援金」の対象者に対する上乗せ支援</p> <p>【対象者】 町内中小企業等（個人事業者を含む）</p> <p style="padding-left: 20px;">※飲食業、宿泊・観光業、交通業など、新型コロナにより経営上の影響を受けた事業者</p> <p>【給付額】 本年1月～5月の間、任意の3か月の平均売上額が、前年又は前々年対比で15%以上減少し、かつ、月平均売上額が10万円以上の事業者に対して、10～30万円を給付する。</p>	<p>日野町産業振興課</p> <p>電話 0859-72-2101</p>																							
	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">月平均売上額</th> <th colspan="3">給付額</th> </tr> <tr> <th>県</th> <th>町</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10～20万円</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">10万円</td> <td style="text-align: center;">10万円</td> </tr> <tr> <td>20～50万円</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> <td style="text-align: center;">10万円</td> <td style="text-align: center;">30万円</td> </tr> <tr> <td>50～200万円</td> <td style="text-align: center;">30万円</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> <tr> <td>200万円～</td> <td style="text-align: center;">40万円</td> <td style="text-align: center;">30万円</td> <td style="text-align: center;">70万円</td> </tr> </tbody> </table>	月平均売上額	給付額			県	町	計	10～20万円	-	10万円	10万円	20～50万円	20万円	10万円	30万円	50～200万円	30万円	20万円	50万円	200万円～	40万円	30万円	70万円	
月平均売上額	給付額																								
	県	町	計																						
10～20万円	-	10万円	10万円																						
20～50万円	20万円	10万円	30万円																						
50～200万円	30万円	20万円	50万円																						
200万円～	40万円	30万円	70万円																						

### (3)雇用調整助成金、学校等休業助成金ほか

項目	事業内容	連絡先
5-2	労働関係の相談	<p>鳥取労働局では以下のとおり新型コロナウイルス感染症にかかる相談を受け付けています。</p> <p>【1】雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー (相談内容)新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業、雇用調整助成金等に関する労働相談(企業が有給の特別休暇を導入してくれない等)</p> <p>【2】倉吉労働基準監督署 総合労働相談コーナー (相談内容)新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業等に関する労働相談</p> <p>【3】米子公共職業安定所 助成金担当部門 (相談内容)新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金に関する労働相談</p>
5-3	雇用調整助成金(特例措置)	<p>【厚生労働省】</p> <p>○鳥取労働局 職業安定部職業対策課 電話：0857-29-1708</p> <p>○ハローワーク鳥取 電話：0857-23-2021</p> <p>○ハローワーク倉吉 電話：0858-23-8609</p> <p>○ハローワーク米子 電話：0859-33-3911</p> <p>○ハローワーク根雨 電話：0859-72-0065 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p> <p>○学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター 電話：0120-60-3999 受付：9:00～21:00 (土日祝を含む)</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-4	<p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金</p> <p>①中小企業の労働者のうち、休業中（R2.4.1～）に賃金（休業手当）を受けられなかった方、②大企業に雇用されるシフト制労働者等であって、休業中（休業期間：R2.4.1～6.30、R3.1.8～）に事業主から賃金（休業手当）を受け取っていない方に対し、休業支援金・給付金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R2.4.1～6.30 6割 11,000円/日</li> <li>・R2.7.1～R3.4.30 8割 11,000円/日</li> <li>・R3.5.1～8.31（予定）8割 9,900円/日</li> </ul> <p>☆バイト・パート・日々雇用・登録型派遣・シフト制の方なども対象となります。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター</p> <p>電話：0120-221-276</p> <p>受付：8:30～20:00（平日） 8:30～17:15（土日祝）</p> <div style="text-align: center;">  </div>
5-5	<p>両立支援等助成金・育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）（小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（事業者向け））</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等が臨時休業等をした場合、その小学校等に通う子どもの世話をする労働者のために特別有給休暇制度（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）及び両立支援制度を整備し、R3.4.1～R4.3.31の間に特別有給休暇を労働者1人につき4時間以上利用させた事業主を助成します。</p> <p style="text-align: center;">支給額：対象労働者1人当たり5万円 （1事業主当たり10人まで）</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>鳥取労働局 雇用環境・均等室</p> <p>電話：0857-29-1701</p> <p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <div style="text-align: center;">  </div>

項目	事業内容	連絡先
5-6	<p>新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者（正規・非正規を問わない）が取得できる有給の休暇制度（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を整備・周知し、R3.4.1～R4.1.31 の間に当該休暇を取得させた事業主を助成します。</p> <p>① 休暇制度導入助成金（R3.4.1～R4.1.31 休暇取得日数合計 5 日以上） 支給額：15 万円（1 事業場 1 回限り） ※令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金等を受給した事業場は併給できません。）</p> <p>② 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）（R2.5.7～R4.1.31 の休暇取得日数合計 20 日以上） 支給額：対象労働者 1 人当たり 28.5 万円（1 事業所当たり 5 人まで）</p>	<p>【厚生労働省】 鳥取労働局 雇用環境・均等室 電話：0857-29-1701 受付：8:30～17:15(土日祝を除く)</p> <div style="text-align: center;">  </div>
5-7	<p>両立支援等助成金・介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、特別な有給休暇を付与して、介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に助成します。</p> <p>【支給額（労働者 1 人当たり）】 休暇取得日数合計 5 日～10 日未満：20 万円 休暇取得日数合計 10 日以上：35 万円</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>【厚生労働省】 鳥取労働局雇用環境・均等室 電話：0857-29-1701 受付：8:30～17:15(土日祝を除く)</p>

## (4)事業継続、感染拡大防止、販路開拓

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-8	<p>コロナリスク対応型事業継続補助金</p> <p>新型コロナ感染症に伴う事業リスクの軽減とともに、感染予防を図りつつ事業継続を確かなものとするため、新型コロナ感染症対応BCP（コロナBCP）の実効性を高めるための取組を支援します。</p> <p>【対象事業】</p> <p>①コロナリスク対応事業（例：サイバーセキュリティ対策等）</p> <p>②新事業展開調査・検討事業（例：新事業展開やサプライチェーンの見直し）</p> <p>③その他、コロナBCPの実効性を高めるための事業</p> <p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイバーセキュリティ対策のために必要な調査費やシステム導入費</li> <li>・3密を回避するために実施する改修費</li> <li>・新事業展開の検討に必要な調査費</li> <li>・感染者発生時における事務所や店舗等の消毒作業にかかる委託費 等</li> </ul> <p>【補助額】</p> <p>上限：一社につき50万円（補助率1/2）</p> <p>下限額：30万円</p> <p>【要件】</p> <p>コロナBCPを策定済（又は策定予定）</p>	<p>とっとりBCPサポートセンター</p> <p>電話：0857-26-7987</p>
5-9	<p>宿泊事業者新型コロナウイルス感染防止対策事業</p> <p>県内宿泊事業者による感染防止対策及び前向き投資への支援を実施し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内観光地・事業者を応援します。</p> <p>【対象経費】</p> <p>○感染症対策に資する物品の購入経費等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策に要するサーモグラフィ等必需品の導入費用</li> <li>・感染症対策の専門家による検証費用 等</li> </ul> <p>○前向き投資に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーケーションスペース設置や非接触チェックインシステムの導入等</li> </ul> <p>【対象者】 県内宿泊事業者</p> <p>【補助率】 3/4</p> <p>【補助上限額】 1施設あたりの客室数に応じた上限額</p> <p>1～9室：200万円、10～29室：300万円、30～49室：500万円、50室～：750万円</p> <p>【一次募集期間】 令和3年7月6日～8月31日まで</p>	<p>鳥取県宿泊事業者新型コロナウイルス感染防止対策事業補助金事務局</p> <p>電話：0857-36-9670</p> <p>FAX：0857-29-3080</p> <p>受付：9:30～17:00</p> <p style="text-align: right;">（土日祝を除く）</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
<p>5-10</p> <p>コロナ禍 打破特別 応援金 ※チラシ を添付し ていま す。</p>	<p>今後の事業継続の支援を目的に、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営上の影響を受けた県内事業者に対して、事業全般に広く使える応援金を支給します。</p> <p>【対象】 県内中小企業等（個人事業者を含む） ※飲食、宿泊・観光、小売、交通、健康・美容サービスをはじめ、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営上の影響を受けた業種を幅広く対象とします。</p> <p>※国、県、市町村の給付金、補助金との併用も可能です。</p> <p>【支援内容】 ＜事業継続支援＞ 【要件】 新型コロナウイルスの影響により、令和3年1月から5月までの任意の3ヶ月の事業収入（売上）の平均額が、前年又は前々年の同平均額と比較して30%以上減少していること。</p> <p>【交付額】 20～40万円 （月平均の売上規模により異なる） ※さらに、「新型コロナウイルス安心対策認証店」を取得している事業者に対して、店舗数×10万円を加算。</p> <p>＜新規創業支援＞ 【要件】 令和2年4月1日から令和3年5月24日までに新規創業し、事業継続期間が3ヶ月以上あること。</p> <p>【交付額】 10万円</p> <p>※申請期限は令和3年9月30日まで</p>	<p>コロナ禍打破特別応援金コールセンター 電話：0857-26-7971 FAX：0857-26-8114 受付：8:30～17:15 （土日祝を含む）</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-11	<p><b>新型コロナ感染予防対策推進事業</b></p> <p>感染拡大予防対策に取り組みながら事業を継続する店舗を応援します。</p> <p>※申請期限は令和3年7月30日まで</p> <p>【対象者】 飲食店、宿泊施設、理美容業等の接客を主とする営業店舗</p> <p>【補助対象】 感染予防対策に必要な経費（仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン、非接触型体温計、CO2 モニターの購入、換気扇の設置等の工事を伴う設備改修等）</p> <p>【補助額】 上限 20 万円（補助率 1/2） ※飲食店に限り、パーティション購入経費は 9/10（5/31 購入分まで） ※複数店舗を有する事業者の場合、店舗数に応じて補助</p>	<p>くらしの安心推進課 電話：0857-26-7159 Email：kurashi-hojokin@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p> 
5-12	<p><b>中小企業者に対する支援（月次支援金）</b></p> <p>緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る「月次支援金」</p> <p>【対象】 緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛等の影響を受けている中小法人・個人事業者</p> <p>【要件】 2021 年の 4 月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、①同措置が実施される地域において、休業又は時短営業の要請を受けて、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること、又は、②同措置が実施される地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていることにより、2021 年の月間売上が、2019 年又は 2020 年の同月比▲50%以上減少していること</p> <p>【支給額】 法人は月 20 万円以内 個人事業者等は月 10 万円以内（月毎に支給）</p> <p>【申請期間】 4 月・5 月分：2021 年 6 月 16 日～8 月 15 日 6 月分：2021 年 7 月 1 日～8 月 31 日 7 月分：2021 年 8 月 1 日～9 月 30 日</p>	<p>月次支援金相談窓口 0120-211-240 [IP 電話専用回線： 03-6629-0479] 受付:8:30～19:00 （土曜・祝日含む）</p> <p>また、以下の県の窓口でも相談を受け付けています。 〔経済対策予算ワンストップ相談窓口（商工政策課内）〕 電話：0857-26-7538 （土日祝を除く）</p> 

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-13	<p>経営のデジタル化や新たな業態導入に取り組む県内飲食店や食品加工事業者等を応援します。</p> <p>○デジタル化で頑張る飲食店等支援事業  <b>【対象経費】</b> 経営のデジタル化への取組に要する経費            (対象となる取組の例)            予約・発注システム、顧客台帳システム、電子マネー決済、会計処理ソフト等の導入など  <b>【対象者】</b> 県内飲食店、食品加工事業者等(※食のみやこ推進サポーターに登録すること)  <b>【補助率・補助額】</b> 1/2、1 事業者あたり上限 10 万円</p> <p>○食品加工で頑張る飲食店等支援事業  <b>【対象経費】</b> 機器導入費、新商品開発費、システム導入費、施設改修費 等            (新たな業態導入の例)            ・飲食店の自社メニューの加工品化            ・飲食店がパンやケーキの製造・販売を開始            ・食品加工事業者が飲食業や移動販売を開始 など  <b>【対象者】</b> 県内飲食店、食品加工事業者等(※食のみやこ推進サポーターに登録すること)  <b>【補助率・補助額】</b> 1/2、1 事業者あたり上限 25 万円</p>	<p>食のみやこ推進課            受付：8:30～17:15            (土日祝を除く)            電話：0857-26-7835            FAX:0857-21-0609</p>
5-14	<p>持続化補助金</p> <p>小規模事業者が行う販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を支援します。</p> <p>○通常枠            小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓の取組等を支援します。  <b>【補助率・補助上限】</b> 2/3、50 万円</p> <p>○低感染リスク型ビジネス枠            小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組、及びその取組に資する感染防止対策への投資を支援。  <b>【補助率・補助上限】</b> 3/4、100 万円</p>	<p>中小企業庁小規模企業振興課            電話：03-3501-2036</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先	
5-15	<p><b>事業再構築促進補助金</b></p> <p>※チラシを添付しています。</p>	<p>新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！</p> <p><b>【対象者】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。</li> <li>事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。</li> <li>補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。</li> </ol> <p><b>【補助額、補助率】</b></p> <p>通常枠補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3</p> <p>※詳しくは、チラシを参照してください。</p>	<p>事業再構築補助金事務局コールセンター</p> <p>電話：0570-012-088 03-4216-4080</p> <p>受付：9:00～18:00 (土日祝を除く)</p> <div style="text-align: center;">  </div>
5-16	<p><b>県内企業多角化・新展開応援事業補助金</b></p> <p>※チラシを添付しています。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症まん延長期化に伴い経営的影響を受けた中小企業者に対して、新規事業分野への進出や事業実施方法の転換など多角化・新展開につながる取り組みを支援します。(補助率 1/2、上限 1,000 千円)</p> <p><b>【申請期限】</b> 令和4年1月31日(月)</p>	<p>経済対策予算ワンストップ相談窓口(企業支援課内)</p> <p>電話：0857-26-7988 FAX：0857-26-8078</p>
5-17	<p><b>県内企業連携による新基幹商品・サービス創出支援補助金</b></p>	<p>複数事業者連携による、社会の需要の変化に対応する新商品・新サービス開発を支援します。(補助率 2/3、上限 5,000 千円)</p> <p>※事業計画書を審査し、基準を満たしたものについて予算の範囲内で採択します。</p> <p><b>【計画提出期限】</b> 令和3年7月30日(金)</p>	<p>企業支援課</p> <p>電話：0857-26-7243 FAX：0857-26-8117</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-18	<p>「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業</p> <p>県産農産物及びその加工品を販売する事業者が自らがコロナ禍での需要の落ち込みに対して需要喚起・消費回復を促す取り組みに対する経費の一部を支援します。</p> <p>【対象者】            県産農林水産物及びその加工品を販売する事業者            ※食のみやこ推進サポーターに限る。            ※新型コロナ安心対策認証店、新型コロナウイルス感染予防対策協賛店、新型コロナウイルス感染予防対策協賛オフィス」のいずれかであること。</p> <p>【対象経費】            チラシ、ダイレクトメールの作製費、発送料、広告出稿費、新聞折り込み費用、            県民が県産農林水産物及びその加工品を県外在住者に発送する際の事業者が負担する送料 等</p> <p>【補助率】 1/2（事業者が負担する送料は配送1件につき上限500円）</p> <p>【補助上限】 1事業者あたり上限20万円</p> <p>【申請期限】 令和3年9月30日</p>	<p>食のみやこ推進課</p> <p>電話：0857-26-7807            FAX：0857-21-0609            Email：syokunomiyako@pref.tottori.lg.jp            受付：8:30～17:15            （土日祝を除く）</p>
5-19	<p>地域活性化雇用創造プロジェクト事業（地域雇用再生コース）</p> <p>(1) 飲食サービス業、宿泊業、卸売業、小売業、運輸業、製造業、情報サービス業の事業主の方を対象に、成長が見込まれる業種や業態転換等を学ぶセミナー・事業計画策定等のワークショップ、伴走型支援を行う専門家派遣を行います。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>(2) 製造業及びIT産業の新分野進出・事業多角化、DX等を推進するために必要な技術・技能者の育成に向けて、ものづくりに関する各種講座の開催、専門家を活用したオーダーメイド型人材育成による支援を行います。</p> <p>(3) 多岐に渡る課題解決能力やAI等の先端分野に対応する人材育成ニーズに対応できるオンラインコンテンツを活用した研修の機会を提供します。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>(1) 鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会事務局            （雇用人材局雇用政策課内）            電話：0857-26-8477</p> <p>(2) (3) 雇用人材局産業人材課            電話：0857-26-7224</p>

項目	事業内容	連絡先
5-20	<p>産業成長 応援補助 金（大型 投資）</p> <p>鳥取県産業成長応援補助金（大型投資）の認定について、雇用増要件・付加価値増要件を緩和し、雇用維持のみで認定可能とすることで、県内企業の投資を支援します。</p> <p>〈一般投資支援の場合〉</p> <p style="text-align: center;">【基本補助率】10%      【上限額】5億円</p>	<p>立地課</p> <p>電話：0857-26-7220 FAX：0857-26-8117 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>
5-21	<p>国際動向 の変化へ の対応及 び国際的 なサプライ チェーンの再構 築のため の補助制 度</p> <p>国際動向の変化に伴う対応及び国際的なサプライチェーンの再構築に取り組む事業者を支援します。</p> <p>【中小企業グループ・団体】</p> <p>〈補助率：2/3 補助上限額：200万円 期間：12か月〉</p> <p>【中小企業】</p> <p>〈補助率：2/3 補助上限額：100万円 期間：12か月〉</p> <p>〈対象経費〉</p> <p>調査費、コンサルティング費、調達先の変更に伴う検査・各種認証取得費及びそれらに付随する経費（専門家謝金、旅費・交通費（国内出張費除く）、雑費等）</p>	<p>通商物流課</p> <p>電話：0857-26-7850 FAX：0857-26-8117 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p> <div style="text-align: center;">  </div>
5-22	<p>海外プロ モーション動 画作成支援補 助金</p> <p>オンラインを活用した海外販路開拓を目的とする販売促進用の動画作成に係る費用を支援します。</p> <p>〈対象経費〉</p> <p>委託費、賃借料、通信運搬費、諸謝金、通訳翻訳料</p> <p>〈補助率等〉</p> <p>補助対象経費の1/2以内 (1社あたり上限20万円/年)</p>	<p>(公財) 鳥取県産業振興機構 とっとり国際ビジネスセンター</p> <p>電話：0859-30-3161 FAX：0859-30-3162 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>

(5)働き方改革、人材育成・採用

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-23	<p>雇用シェア（在籍型出向）に係る専門家派遣</p> <p>（公財）産業雇用安定センターが雇用シェア（在籍型出向）のマッチング支援を行う案件について、出向元・出向先の希望に応じて専門家（弁護士）を派遣し、助言・支援を行います。</p>	<p>&lt;マッチング&gt;</p> <p>公益財団法人産業雇用安定センター鳥取事務所 電話：0857-20-1500</p> <p>&lt;制度全般&gt;</p> <p>雇用人材局雇用政策課 電話：0857-26-7229</p> 
5-24	<p>産業雇用安定助成金</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成します。</p> <p>（出向運営経費 助成率：中小企業 4/5（解雇を行わない場合 9/10）、大企業 2/3（解雇を行わない場合 3/4）、上限額：12,000 円/日・人）</p> <p>（出向初期経費 10 万円/人、加算額 5 万円/人）</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>鳥取労働局 電話：0857-29-1708 受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p> 
5-25	<p>トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金）</p> <p>R2.1.24 以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方で、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業への就労を希望される方を一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して、試行雇用期間中の賃金の一部を助成します。（短時間労働（週20～30時間） 2.5万円/月／常用雇用（週30時間以上） 4万円/月）</p> 	<p>【厚生労働省】</p> <p>○鳥取労働局 電話：0857-29-1708 受付：8:30～17:15 （平日のみ）</p> <p>○ハローワーク鳥取 電話：0857-23-2021</p> <p>○ハローワーク倉吉 電話：0858-23-8609</p> <p>○ハローワーク米子 電話：0859-33-3911</p> <p>○ハローワーク根雨 電話：0859-72-0065 受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-26	<p>社会保険労務士等の専門家派遣制度</p> <p>テレワーク、在宅勤務、時差出勤に関する就業規則等の改正相談等が可能です。</p> <p>企業の皆様からお寄せいただいた相談内容により、対応する専門家（社会保険労務士、中小企業診断士等）を選定・派遣し、働き方改革の実践を支援します。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>とっとり働き方改革支援センター（県商工労働部内）</p> <p>電話：0120-833-877 （フリーダイヤル）</p> <p>FAX：0857-26-8169</p> <p>Email：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p>
5-27	<p>雇用維持教育訓練経費補助金</p> <p>新型コロナウイルス感染症により影響を受ける県内事業者が、雇用の維持とともに影響収束後の事業展開のために教育訓練に取り組む場合に、その教育訓練に要する経費の一部を支援します。</p> <p>（補助率 2/3、上限 100 万円/社）</p>	<p>産業人材課</p> <p>電話：0857-26-7224</p> <p>FAX：0857-26-8169</p> <p>受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p>
5-28	<p>離職者の再就職支援</p> <p>新型コロナウイルス等の影響により離職した者を正規雇用した企業に奨励金・支援金を支給し、離職者の再就職を支援します。</p> <p>【新型コロナウイルス雇用安定支援金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス等の影響により5人以上29人以下の離職を発生させる企業の離職者を正規雇用した場合に支援金を支給します。</li> <li>・正規雇用者1人あたり 30万円</li> </ul> <p>【鳥取県労働移動受入奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業縮小等の影響により30人以上の離職者を発生させる企業の離職者を正規雇用した場合に奨励金を支給します。</li> <li>・正規雇用者1人あたり 10万円</li> </ul> <p>※いずれも国の労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）との併用可。</p>	<p>○県立鳥取ハローワーク 電話：0857-51-0501 受付：10:00～18:15</p> <p>○県立倉吉ハローワーク 電話：0858-24-6112 受付：10:00～18:15</p> <p>○県立米子ハローワーク 電話：0859-21-4585 受付：10:00～18:15</p> <p>○県立境港ハローワーク 電話：0859-44-3395 受付：8:30～17:15</p> <p>※月～土曜日（祝日を除く）</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-29	<p>労働移動支 援 助 成 金 (早期雇入 れ支援コー ス) .</p> <p>再就職援助計画などの対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、継続して雇用する事業者に助成金を支給します。</p> <p>・労働者1人あたり 30万円</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>○鳥取労働局 職業安定部 職業対策課 電話：0857-29-1708</p> <p>○ハローワーク鳥取 電話：0857-23-2021</p> <p>○ハローワーク倉吉 電話：0858-23-8609</p> <p>○ハローワーク米子 電話：0859-33-3911</p> <p>○ハローワーク根雨 電話：0859-72-0065 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>
5-30	<p>鳥取県テレ ワーク等導 入企業支援 補助金</p> <p>テレワーク、オンライン会議等のオンライン手法の業務への活用に関心を有する県内中小企業者が、専門家の伴走支援を受けながら行う導入に向けた取組を支援します(補助率 1/2、上限 500 千円/社)</p> 	<p>とっとり働き方改革支援セ ンター(県商工労働部内) 電話：0120-833-877 (フリーダイヤル) FAX:0857-26-8169 Email : hataraki-kai kaku@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>
5-31	<p>障がい者の テレワーク 導入支援補 助金</p> <p>障がい者にとって働きやすい職場環境等の整備を進めるため、障がい者のテレワークに取り組む県内企業等の経費の一部を助成します。 (補助率 1/2、上限 500 千円/社)</p> 	<p>雇用政策課 電話：0857-26-7693 FAX:0857-26-8169 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>
5-32	<p>鳥取県外国 人技能実習 生等入国時 滞在費補助 金</p> <p>技能実習生等を受け入れる県内事業者が水際対策に対応するために、技能実習生等が令和3年3月6日以降にホテル等に宿泊した場合に掛かった経費を支援します。(上限額 2 千円/泊、補助率 1/3、1 事業所当たりの上限 5 人)</p> 	<p>雇用政策課 電話：0857-26-7699 FAX:0857-26-8169 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>

(6) 専門分野の相談ほか

項目		事業内容	連絡先
5-33	食品衛生	飲食店、食品製造業等にかかる衛生面の相談を受け付けます。 	くらしの安心推進課 電話：0857-26-7247 FAX：0857-26-8171 Email：kurashi@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15(土日祝を除く)
5-34	動物	動物取扱業者やペット飼養者からの相談を受け付けます。 	○くらしの安心推進課 電話：0857-26-7877 FAX：0857-26-8171 Email：kurashi@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15(土日祝を除く) ○（公社）鳥取県獣医師会 電話：0857-53-4300 FAX：0857-30-1170 Email tori-kenju@proof.ocn.ne.jp
5-35	建設業者の事業実施	建設業者の事業実施に係る相談全般を受け付けています。 ○建設工事の下請契約における、元請業者からのしわ寄せ行為等に関する相談。 ○県の工事発注等に係る各種制度の取扱いに関する相談。 ○事業継続の資金繰りにお困りの建設業者の方に対して、国や商工団体等が実施する雇用の維持や事業継続等に係る助成金、貸付制度等を紹介 等	県土総務課建設業・入札制度室 電話：0857-26-7454 FAX：0857-26-8190 Email:kendosoumu @pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）

項 目		事 業 内 容	連 絡 先
5-36	NPO 等の組織運営	NPO 等の事業（活動）や組織運営に関する相談を受け付けています。	<p>【東部地区】</p> <p>○東部地域振興事務所 東部振興課 電話：0857-20-3659</p> <p>【中部地区】</p> <p>○中部総合事務所 中部振興課 電話：0858-23-3177</p> <p>【西部地区】</p> <p>○西部総合事務所 西部振興課 電話：0859-31-9694</p> <p>○公益財団法人とっとり県民活動活性化センター （コロナに負けない！地域づくり相談窓口） 電話：0858-24-6460 FAX：0858-24-6470 Email：info@tottori-katsu.net</p>
5-37	工業用水道料金	<p>工業用水道の利用者の事業活動への影響など、お困りのことがありましたらご相談ください。</p> <p>【1】料金の支払いについて 【2】給水量の制御について</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>◆【1】料金の支払いについて</p> <p>○企業局経営企画課 電話：0857-26-7445 FAX：0857-26-8193</p> <p>◆【2】給水量の制御について</p> <p>○（鳥取地区工業用水）企業局東部事務所 電話：0857-21-4788 FAX：0857-21-4824</p> <p>○（日野川工業用水）企業局西部事務所 電話：0859-26-0017 FAX：0859-26-0437</p>
5-38	貸切バス等利用促進緊急応援補助金（令和2年度繰越予算事業）	<p>県内の貸切バス等事業者が実施する、貸切バス等（事前に予約を受け付けて、貸し切って利用されるジャンボタクシーを含む。）の利用に係る代金の半額割引を助成します。</p> <p>【運行期間】令和3年1月1日～</p> <p>【補助内容】</p> <p>補助率：1/2 補助上限額：1件あたり20万円</p> <p>※予算がなくなり次第終了します。</p>	<p>○鳥取県バス協会 電話：0857-22-2724 FAX：0857-22-2726</p> <p>○地域交通政策課 電話：0857-26-7641 FAX：0857-26-8107 受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-39 貸切バス等利用促進緊急応援補助金 （令和3年度補正予算事業）	県内の貸切バス等事業者が実施する、貸切バス等（事前に予約を受け付けて、貸し切って利用されるジャンボタクシーを含む。）の利用に係る代金の半額割引を助成します。 <u>ただし、学校関係行事の利用は除きます</u> 【運行期間】 令和2年度繰越予算がなくなり次第運行開始（令和3年7月頃（予定）） 【補助内容】 補助率：1/2 補助上限額：1件あたり20万円 ※予算がなくなり次第終了します。	○鳥取県バス協会 電話：0857-22-2724 FAX：0857-22-2726 ○地域交通政策課 電話：0857-26-7641 FAX：0857-26-8107 受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）

## 6. 農林水産業に関すること

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
6-1	<p>ウッドショック対策臨時交付金</p> <p>県内製材事業者に対し、外材から県産材へのシフトに向け、事業の継続や新たな取組などを支援します。</p> <p>交付金：年間木材取扱量1立方メートルあたり700円（一事業者につき下限7万円、上限150万円）</p> <p>※受付開始日などの詳細は、決定次第、とりネット等でもご案内します。</p>	<p>県産材・林産振興課</p> <p>電話：0857-26-7302 (土日祝を除く)</p>
6-2	<p>畜産農家支援</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による和牛肉の価格下落等について、粗収益と生産コストの差額のうち国の牛マルキン制度に上乗せして助成します。</p>	<p>畜産課</p> <p>電話：0857-26-7288 FAX：0857-26-7292 Email：chikusan@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30~17:15 (土日祝を除く)</p>
6-3	<p>貸付事業（農業）</p> <p>新型コロナウイルス感染症により経営に影響が出ている農業者を支援するため、県内3JAにて「新型コロナウイルス感染症対策資金」（運転資金）を融資。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●貸付期間 1年以上10年以内のJA所定の期間</li> <li>●融資限度額 個人：300万円以内 法人：500万円以内</li> <li>●金利 JA所定の利率（借入日から最大5年間、1.5%以内の利子補給あり。R3.3.19現在の貸付利率1.5%で実質無利子）</li> <li>●保証料 鳥取県農業信用基金協会による保証前取り一括保証料全額を助成。</li> </ul>	<p>○JA鳥取いなば 金融部 融資管理課 電話：0857-37-0522</p> <p>○JA鳥取中央 金融部 融資課 電話：0858-23-3052</p> <p>○JA鳥取西部 農業融資センター 電話：0859-37-5865</p> 

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
6-4	<p><b>貸付事業</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により経営の維持安定が困難な農林漁業者等が借り入れる(株)日本政策金融公庫(農林水産事業)の農林漁業セーフティネット資金について、貸付限度額の引き上げ、実質無利子化・無担保等での融資を行います。</p> <p>【農林漁業セーフティネット資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●貸付対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに著しい支障を来している又は来す恐れのある農林漁業者等</li> <li>●資金使途 農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金</li> <li>●貸付期間 15年以内(うち据置3年以内)</li> <li>●融資限度額 一般：1,200万円 特認：年間経費等の12/12簿記記帳を行っている方で、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合</li> <li>●金利 0.30%(15年の場合。令和3年3月19日現在)</li> <li>●担保等 実質的に無担保化等</li> <li>●実質無利子化 公益財団法人農林水産長期金融協会等の利子助成により融資当初5年間(林業者は10年間)の利子を助成</li> </ul>	<p>日本政策金融公庫鳥取支店 電話：0857-20-2151 受付：9:00～17:00 (土日祝を除く)</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>
6-5	<p><b>貸付事業 (水産業)</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症により経営に影響が出ている漁業者(漁協及び組合員)を支援するため、県内のJFマリンバンク(県信用漁業協同組合連合会及び農林中金)において「JFマリンバンクコロナ対策長期資金」(運転資金)の融資を行います。</p> <p>【貸付期間】 15年以内(うち据置3年以内) 【利子助成上限融資額】 1.5億円 【金利】 1.5%(JFマリンバンク及び県の利子助成により実質無利子化(5年間)) 【保証料】 国による保証料全額助成(5年間)</p>	<p>鳥取県信用漁業組合連合会本店 電話：0857-23-1351 または各代理店(田後、網代、賀露、赤碓、境港)にお問い合わせください。</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
6-6	<p>経営相談 (農業・畜産業)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている事業者の経営の相談について、各農業改良普及所、JA 各支所・支店等で相談を受け付けています。</p>	<p>○各農業改良普及所 (鳥取、八頭、倉吉、東白、西部、大山、日野) 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p> <p>○県内 JA 各支所・支店</p> <p>○公益社団法人鳥取県畜産推進機構</p>
6-7	<p>経営相談 (林業)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている林業・木材産業関係の相談を受け付けています。</p>	<p>各農林局等 (八頭、中部、西部、日野) 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>
6-8	<p>経営相談 (水産業)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている漁業経営に関する相談を受け付けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・魚価の低迷による経営相談</li> <li>・船員の不足による労働者確保に関する相談</li> <li>・新規漁業就業に関する相談</li> </ul>	<p>○水産課 電話：0857-26-7314 FAX：0857-26-8131 Email：suisan @pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p> <p>○県内各漁業協同組合</p>

その他の支援

7. ボランティア活動・イベント開催などに関すること

項目	事業内容	連絡先
<p>7-1 動画制作・配信経費補助金（J-LODlive2）</p>	<p>(1) 公演の開催費用等の支援 国内におけるポストコロナを見据えた収益基盤の強化に資する公演及び当該公演を収録した動画の全部又は一部の海外向けのデジタル配信の実施を支援 【対象分野】 音楽、演劇等（文化芸術基本法第8条ないし第11条に定める文化芸術分野）のうち公演を実施する分野 【補助対象者】 公演の主催者となる法人 【補助率（補助上限額）】 1/2（3,000万円/1件） 【補助対象経費】 ・公演の実施に関する費用 ・PR動画の制作・配信に関する費用</p> <p>(2) 延期・中止した公演等のキャンセル費用等の支援 開催予定であった公演等を延期・中止した主催事業者に対して、当該公演等のキャンセル費用及び関連映像を活用した動画の制作・配信の実施を支援 【対象分野】 公演、展示会、遊園地・テーマパーク 【補助対象者】 公演、展示会、遊園地等の運営・主催法人 【補助率（補助上限額）】 10/10（2,500万円/1件） 【補助対象経費】 ・延期・中止した公演や展示会、休園した遊園地等に関するキャンセル費用 ・PR動画の制作・配信に関する費用</p>	<p>特定非営利活動法人映像産業振興機構（VIPO） 電話：0120-68-7322</p> <p>(1) 公演の開催費用等の支援 ○公演分野に係る問合せ 経済産業省コンテンツ産業課 Email：media-contents@meti.go.jp</p>  <p>(2) 延期・中止した公演等のキャンセル費用等の支援 ○公演分野に係る問合せ 経済産業省コンテンツ産業課 Email：media-contents@meti.go.jp</p> <p>○展示会分野に係る問合せ 経済産業省クールジャパン政策課 Email：exhibiton_cancel@meti.go.jp</p> <p>○遊園地・テーマパーク分野に係る問合せ 経済産業省クールジャパン政策課 Email：amusementpark_cancel@meti.go.jp</p> 

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
7-2 動画配信経 費補助金	<p>新型コロナウイルスの感染防止に努めながら取り組む公演・展示等の映像配信に要する経費を支援します。</p> <p>■補助率（補助上限額） 1/2（250千円）</p> <p>■対象となる事業期間（申請可能期間） 令和4年2月15日まで （令和3年12月15日まで）</p> <p>■申請者 県内で文化芸術活動を行う個人・団体</p> <p>■補助対象経費 機材（カメラや通信機器等）賃借料、配信経費、映像編集経費、映像配信に係る広報宣伝費、外部スタッフ人件費等</p>	<p>文化政策課 電話：0857-26-7134 受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p>

## 8. 税、国民健康保険などに関すること

項目	事業内容	連絡先
<p>8-1</p> <p>地方税における猶予制度</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当し納税が困難な方は、地方税の納税の猶予を受けることができます。</p> <p>(1) 財産に相当な損失が生じた場合 例) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、消毒作業が行われ、備品や棚卸資産を廃棄した</p> <p>(2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合 例) 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した</p> <p>(3) 事業を廃止し、又は休止した場合 例) 納税者の方が営む事業について、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置により、やむを得ず休廃業をした</p> <p>(4) 事業に著しい損失を受けた場合 例) 納税者の方が営む事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により利益が減少し、著しい損失を受けた。</p> 	<p>受付 8:30~17:15(土日祝を除く)</p> <p>○東部県税事務所収税課 電話：0857-20-3509 FAX：0857-20-3519 Email： tobukenzei@pref.tottori.lg.jp</p> <p>○中部県税事務所収税課 電話：0858-23-3106 FAX：0858-23-3118 Email: chubu_kenzei@pref.tottori.lg.jp</p> <p>○西部県税事務所収税課 電話：0859-31-9616 FAX：0859-31-9613 Email： seibu_kenzei@pref.tottori.lg.jp</p> <p>※市町村税は、お住まいの市町村の税担当課へお問い合わせ下さい。</p>
<p>8-2</p> <p>自動車税・軽自動車税環境性能割の軽減措置</p>	<p>自動車や軽自動車を購入したときなどにかかる自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期間を、令和3年12月31日まで延長します。</p> 	<p>東部県税事務所収税課 電話：0857-20-3526 FAX：0857-20-3519 Email：tobukenzei @pref.tottori.lg.jp 受付：8:30~17:15(土日祝を除く)</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
8-3	<p>その他の税制上の措置</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響に係るその他の税制上の措置については、以下のホームページでご確認ください。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国税について 新型コロナウイルス感染症に関する対応について</li> <div style="text-align: center;">  </div> <li>• 地方税について 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について</li> <div style="text-align: center;">  </div> </ul>	<p>以下へお問い合わせ下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国税 最寄りの税務署</li> <li>○県税 最寄りの県税事務所</li> <li>○市町村税 お住まいの市町村の税担当課</li> </ul>
8-4	<p>国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対しては、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の減免や徴収猶予が認められる場合があります。</p>	<p>お住まいの市町村又は加入している国民健康保険組合にお問い合わせください。</p>
8-5	<p>国民健康保険、後期高齢者医療制度における傷病手当金の支給</p> <p>国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどして労務に服することができなくなった被用者の方に対して、傷病手当金が支給される場合があります。</p>	<p>お住まいの市町村又は加入している国民健康保険組合にお問い合わせください。</p>
8-6	<p>国民年金保険料</p> <p>失業、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方など、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方は、国民年金保険料の免除が適用できる場合があります。</p> <p>また、令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金の免除相当程度まで所得の低下が見込まれる方について、国民年金保険料が免除・猶予の申請が可能です。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鳥取年金事務所 電話：0857-27-8311 FAX：0857-24-0942</li> <li>○倉吉年金事務所 電話：0858-26-5311 FAX：0858-26-1742</li> <li>○米子年金事務所 電話：0859-34-6111 FAX：0859-22-4842</li> </ul>

## 9. 電気・ガス・水道・通信料金に関すること

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
9-1	<p>電気・ガス・水道・通信料金</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス・水道料金・通信料金などの支払いに困難な事情がある方に対して、料金の支払いが猶予される場合などがあります。お困りの方はご相談ください。</p>	<p>ご契約されている各事業者、各市町村にお問い合わせください。</p>

# 県内市町村における支援等のホームページ一覧

県内市町村がホームページで紹介する支援策は、以下をご参照ください。

東部地区	【鳥取市】 新型コロナウイルス感染症関連	【岩美町】 岩美町トップページ	【若桜町】 新型コロナウイルス感染症情報
			
【智頭町】 新型コロナウイルス感染症特設ページ	【八頭町】 新型コロナウイルス感染症特設ページ	中部地区	【倉吉市】 新型コロナウイルスに関する情報
			
【三朝町】 新型コロナウイルス感染症特設ページ	【湯梨浜町】 新型コロナウイルス対策特設サイト	【琴浦町】 新型コロナウイルス対策特設サイト	【北栄町】 新型コロナウイルス（COVID-19）に関する情報
			
西部地区	【米子市】 新型コロナウイルス感染症関連情報	【境港市】 事業者向け情報（経済・雇用対策）	【日吉津村】 日吉津村トップページ
			
【大山町】 新型コロナウイルス関連情報	【南部町】 新型コロナウイルス感染症に関する給付金・助成金情報について	【伯耆町】 伯耆町の新型コロナウイルス感染症に関する情報	【日南町】 【重要】新型コロナウイルス対策
			
【日野町】 新型コロナウイルス関連情報	【江府町】 新型コロナウイルス関連情報		
			

